

○施設機械工事等標準仕様書(新潟県農地部 令和8年8月)一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1～1-1-6 [略] 1-1-7 ウィークリースタンス <u>監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受注者間で確認、共有した取組の総称をいう。</u> 1-1-8 ～1-1-19 [略] 1-1-20 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-54 により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) ～ (3) [略] 2. ～ 3. [略] 1-1-21～1-1-30 [略] 1-1-31 工事完成検査 1. ～ 7. [略] 8. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-26 第3項の規定を準用する。 1-1-32 既済部分検査等 1. ～ 3. [略] 4. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-31 第5項の規定を準用する。 5. 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-26 第3項の規定に従うものとする。 6. ～ 7. [略] 1-1-33 ～ 1-1-37 [略] 1-1-38 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（平成21 年3月30 日付け20 農振第2236 号農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ～ 21. [略] 1-1-39～1-1-45 [略] 1-1-46 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。	第1章 総 則 第1節 総 則 1-1-1～1-1-6 [略] [新設] 1-1-7 ～1-1-18 [略] 1-1-19 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1章1-1-50 により、受注者は、適切に対応しなければならない。 (1) ～ (3) [略] 2. ～ 3. [略] 1-1-20～1-1-29 [略] 1-1-30 工事完成検査 1. ～ 7. [略] 8. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第1章1-1-25 第3項の規定を準用する。 1-1-31 既済部分検査等 1. ～ 3. [略] 4. 修補 受注者は、検査職員の指示による修補については、第1章1-1-30 第5項の規定を準用する。 5. 適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第1章1-1-25 第3項の規定に従うものとする。 6. ～ 7. [略] 1-1-32 ～ 1-1-36 [略] 1-1-37 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20 農振第2236 号平成21 年3月30 日付け農林水産省農村振興局整備部長名）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2. ～ 21. [略] 1-1-38～1-1-44 [略] 1-1-45 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は次に示すとおりであり、最新法令に則るものとする。

改 正 後	現 行
(1) ～ (3) [略]	(1) ～ (3) [略]
(4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号)	(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)
(5) ～ (7) [略]	(5) ～ (7) [略]
(8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)
(9) [略]	(9) [略]
(10) 健康保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)	(10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)
(11) [略]	(11) [略]
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)
(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正 法律第84号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)
(14) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)
(15) 道路交通法 (令和5年6月改正 法律第56号)	(15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)
(16) [略]	(16) [略]
(17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)
(18) [略]	(18) [略]
(19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
(20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)
(21) 海岸法 (令和5年12月改正 法律第34号)	(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)
(22) ～ (24) [略]	(22) ～ (24) [略]
(25) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(25) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)
(26) ～ (27) [略]	(26) ～ (27) [略]
(28) 森林法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(28) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)
(29) ～ (37) [略]	(29) ～ (37) [略]
(38) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号)	(38) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)
(39) ～ (40) [略]	(39) ～ (40) [略]
(41) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号)	(41) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)
(42) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号)	(42) 建築基準法 (令和5年6月改正 法律第58号)
(43) 都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号)	(43) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)
(44) ～ (54) [略]	(44) ～ (54) [略]
(55) 海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号)	(55) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)

改 正 後	現 行
(56) ～ (57) [略] (58) 船員法 (令和6年5月改正 法律第42号) (59) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号) (60) ～ (62) [略] (63) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号) (64) ～ (69) [略] (70) 厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (71) ～ (74) [略] (75) 所得税法 (令和6年5月改正 法律第26号) (76) [略] (77) 船員保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (78) 著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号) (79) 電波法 (令和5年12月改正 法律第87号) (80) [略] (81) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号) (82) ～ (83) [略] (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号) (85) ～ (86) [略] (87) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号) (88) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号) (89) ～ (92) [略] (93) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号) (95) ～ (96) [略] 2. ～ 3. [略] 1－1－ 47 ～ 1－1－ 57 [略] 第3章 共通施工 第1節～第4節 [略] 第5節 塗 装 3－5－1 [略] 3－5－2 素地調整 1. 一般事項 受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調	(56) ～ (57) [略] (58) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号) (59) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号) (60) ～ (62) [略] (63) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号) (64) ～ (69) [略] (70) 厚生年金保険法 (令和5年3月改正 法律第3号) (71) ～ (74) [略] (75) 所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号) (76) [略] (77) 船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号) (78) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号) (79) 電波法 (令和4年12月改正 法律第93号) (80) [略] (81) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (82) ～ (83) [略] (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号) (85) ～ (86) [略] (87) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号) (88) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号) (89) ～ (92) [略] (93) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (令和2年6月改正 法律第49号) (95) ～ (96) [略] 2. ～ 3. [略] 1－1－ 46 ～ 1－1－ 56 [略] 第3章 共通施工 第1節～第4節 [略] 第5節 塗 装 3－5－1 [略] 3－5－2 素地調整 1. 一般事項 受注者は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整

改

正

後

整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

表 3-5-2

素地調整種 別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 <u>清浄</u> な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

3-5-3～3-5-5 [略]

第6節～第13 節 [略]

第4章 水門設備

第1節 通 則

4-1-1～4-1-4 [略]

4-1-5 銘 板

1. [略]

2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表 4-1-1 銘板仕様

仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材 質	青銅鋳物、 <u>アルミニウム板注</u> 、ステンレス鋼板のいずれか

注)アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板(JIS H 4000 A 5052P)を標準とする。

4-1-6・4-1-7 [略]

第2節～第6節 [略]

第7節 操作制御設備及び電源設備

4-7-1～4-7-3 [略]

4-7-4 機側操作盤

1. ～ 4. [略]

5. 雷対策

受注者は、機側操作盤等に適切な雷対策を施さなければならない。

4-7-5～4-7-7 [略]

第5章 ゴム引布製起伏堰設備

第1節 [略]

現

行

は設計図書に示す素地調整種別に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

表 3-5-2

素地調整種 別	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物を除去し、 <u>正常</u> な金属面とする。	Sa21/2相当
2種	ブラスト又はパワーツールによる処理を行い、塗膜、さび、その他付着物等をすべて除去する。	Sa2、St3相当
3種	パワーツールによる処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、われ等）、さび、その他付着物をすべて除去する。	St3相当
4種	パワーツール等による処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

3-5-3～3-5-5 [略]

第6節～第13 節 [略]

第4章 水門設備

第1節 通 則

4-1-1～4-1-4 [略]

4-1-5 銘 板

1. [略]

2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表 4-1-1 銘板仕様

仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

[新設]

4-1-6・4-1-7 [略]

第2節～第6節 [略]

第7節 操作制御設備及び電源設備

4-7-1～4-7-3 [略]

4-7-4 機側操作盤

1. ～ 4. [略]

5. 雷対策

機側操作盤等には、避雷器、耐雷トランス等を設置し、雷対策を施さなければならない。

4-7-5～4-7-7 [略]

第5章 ゴム引布製起伏堰設備

第1節 [略]

改 正 後	現 行														
第2節 袋 体 等 5－2－1 [略] 5－2－2 固定部 1．取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えい <u>かつ</u> 、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。 2．[略] 5－2－3 [略] 第3節 [略] 第6章 用排水ポンプ設備 第1節 通 則 6－1－1～6－1－3 [略] 6－1－4 銘 板 1．[略] 2．銘板の仕様 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1 を標準とする。 表 6－1－1 <table border="1"> <tr> <td>仕様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td><td><u>1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上</td></tr> <tr> <td><u>1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上</td></tr> <tr> <td>材質</td><td><u>青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか</u></td></tr> </table> <u>注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052P) を標準とする。</u> 6－1－5 運転操作説明板 <u>[削る。]</u> ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。 [略] 6－1－6 付属工具 <u>[削る。]</u> 受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。 第2節 [略] 第3節 吸吐出管 6－3－1 一般事項 <u>[削る。]</u> <u>1． ～ 5．</u> [略] <u>(1)・(2)</u> [略] 6－3－2～6－3－4 [略] 第4節 主配管用弁類 6－4－1 [略]	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	<u>1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上	<u>1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上	材質	<u>青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか</u>	第2節 袋 体 等 5－2－1 [略] 5－2－2 固定部 1．取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏えい <u>したり</u> 、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 また、袋体の側壁部への取付角度は、側壁部付近の袋体に応力集中等が発生しない適切な角度とする。 2．[略] 5－2－3 [略] 第3節 [略] 第6章 用排水ポンプ設備 第1節 通 則 6－1－1～6－1－3 [略] 6－1－4 銘 板 1．[略] 2．銘板の仕様 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は表6-1-1 を標準とする。 表 6－1－1 <table border="1"> <tr> <td>仕様</td><td>エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td rowspan="2">寸法</td><td><u>ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上</td></tr> <tr> <td><u>ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上</td></tr> <tr> <td>材質</td><td><u>黄銅板又はステンレス鋼板</u></td></tr> </table> <u>[新設]</u> 6－1－5 運転操作説明板 <u>1 一般事項</u> ポンプ設備の操作室には、操作の手順等を記入した運転操作説明板を見やすい位置に設置するものとし、仕様は表 6-1-2 を標準とする。 [略] 6－1－6 付属工具 <u>1 一般事項</u> 受注者は、主ポンプ設備等の保守管理に必要な付属工具を納品するものとする。 なお、付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。 第2節 [略] 第3節 吸吐出管 6－3－1 一般事項 <u>1. 吸吐出管</u> <u>(1) ～ (5)</u> [略] <u>①・②</u> [略] 6－3－2～6－3－4 [略] 第4節 主配管用弁類 6－4－1 [略]	仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	<u>ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上	<u>ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上	材質	<u>黄銅板又はステンレス鋼板</u>
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	<u>1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上														
	<u>1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上														
材質	<u>青銅鋳物、ステンレス鋼板、アルミニウム板注)のいずれか</u>														
仕様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板														
寸法	<u>ポンプ吐出し量口径1,000mm未満の場合</u> 80mm×125mm以上														
	<u>ポンプ吐出し量口径1,000mm以上の場合</u> 125mm×200mm以上														
材質	<u>黄銅板又はステンレス鋼板</u>														

改 正 後	現 行
6-4-2 逆止め弁 <u>〔削る。〕</u> 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。 6-4-3～6-4-7 <u>〔略〕</u> 第5節～第7節 <u>〔略〕</u> 第8節 系統機器設備 6-8-1 <u>〔略〕</u> 6-8-2 満水(呼水)系統設備 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 補水槽 補水槽の仕様は、設計図書による。 6-8-3 給水系統設備 1. 共通事項 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2. ～ 5. <u>〔略〕</u> 6-8-4 燃料系統設備 1. 一般事項 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>〔1〕～〔2〕</u> <u>〔略〕</u> 2. ～ 6. <u>〔略〕</u> 6-8-5 <u>〔略〕</u> 6-8-6 給油(潤滑油)系統設備 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。 6-8-7 <u>〔略〕</u> 第9節 監視操作制御設備及び電源設備 6-9-1 <u>〔略〕</u> 6-9-2 監視操作制御方式 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 監視操作制御機器 (1) <u>〔略〕</u> (2) 周囲の環境条件は、<u>JIS C 62271-200</u>、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。 (3) ～ (5) <u>〔略〕</u> 4. <u>〔略〕</u> 6-9-3～6-9-5 <u>〔略〕</u> 第10節 角落し 6-10-1 <u>〔略〕</u> 6-10-2 構造計算 <u>〔削る。〕</u> 構造計算は設計図書による。	6-4-2 逆止め弁 <u>1. 逆止め弁</u> 逆止め弁は、急閉、緩閉、普通スイング式及びリフト式弁で、逆止め弁の選定は、設計図書によるものとする。 6-4-3～6-4-7 <u>〔略〕</u> 第5節～第7節 <u>〔略〕</u> 第8節 系統機器設備 6-8-1 <u>〔略〕</u> 6-8-2 満水(呼水)系統設備 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 補水槽 <u>〔1〕</u> 補水槽の仕様は、設計図書による。 6-8-3 給水系統設備 1. 共通事項 <u>〔1〕</u> 給水系統設備は、各機器へ必要な水を供給するもので、冷却水系統、潤滑水系統、封水系統で構成されるものとする。 2～5 <u>〔略〕</u> 6-8-4 燃料系統設備 1 一般事項 <u>〔1〕</u> 燃料系統設備は、燃料移送ポンプ、燃料貯油槽、燃料小出槽等で構成するものとする。 <u>①・②</u> <u>〔略〕</u> 2～6 <u>〔略〕</u> 6-8-5 <u>〔略〕</u> 6-8-6 給油(潤滑油)系統設備 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器 <u>〔1〕</u> 潤滑油濾過器及び潤滑油冷却器の仕様は、設計図書による。 6-8-7 <u>〔略〕</u> 第9節 監視操作制御設備及び電源設備 6-9-1 <u>〔略〕</u> 6-9-2 監視操作制御方式 1. ～ 2. <u>〔略〕</u> 3. 監視操作制御機器 (1) <u>〔略〕</u> (2) 周囲の環境条件は、<u>JEM 1425</u>、JEM 1265 等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。 (3) ～ (5) <u>〔略〕</u> 4. <u>〔略〕</u> 6-9-3～6-9-5 <u>〔略〕</u> 第10節 角落し 6-10-1 <u>〔略〕</u> 6-10-2 構造計算 <u>1. 構造計算</u> 構造計算は設計図書による。

改 正 後	現 行																								
6-10-3 吊込装置 <u>〔削る。〕</u> <u>1. ～ 2. 〔略〕</u> 第11 節・第12 節〔略〕 第7章 除塵設備 第1節 通 則 7-1-1～7-1-4 〔略〕 7-1-5 銘 板 1. 〔略〕 2. 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表7-1-1 銘板（単位：mm） <table border="1"> <tr> <td>仕 様</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td>寸 法</td><td>200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）</td></tr> <tr> <td>材 質</td><td>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板 注）</u>のいずれか</td></tr> </table> <u>注）アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052P）を標準とする。</u> 7-1-6・7-1-7 〔略〕 第2節～第5節〔略〕 第8章 ダム管理設備 第1節 通 則 8-1-1～8-1-4 〔略〕 8-1-5 銘 板 1. 〔略〕 2. 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表8-1-1 銘板の標準規格 <table border="1"> <tr> <td>仕様</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td>寸法</td><td>200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）</td></tr> <tr> <td>材質</td><td>青銅铸件、ステンレス鋼板、<u>アルミニウム板</u>のいずれか</td></tr> </table> <u>なお、アルミニウム板は、表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板（JIS H 4000 A 5052）を標準とする。</u> 8-1-6・8-1-7 〔略〕 第2節～第7節〔略〕 第10 章 鋼橋上部工 第1節 通 則 10-1-1・10-1-2 〔略〕 10-1-3 銘板 1. 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図10-1-1 橋歴板の記載例によらなければな	仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）	材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板 注）</u> のいずれか	仕様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）	材質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板</u> のいずれか	6-10-3 吊込装置 <u>1. 吊込装置</u> <u>（1）～（2） 〔略〕</u> 第11 節・第12 節〔略〕 第7章 除塵設備 第1節 通 則 7-1-1～7-1-4 〔略〕 7-1-5 銘 板 1. 〔略〕 2. 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表7-1-1 銘板（単位：mm） <table border="1"> <tr> <td>種 類</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td>寸 法</td><td>200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）</td></tr> <tr> <td>材 質</td><td><u>黄銅板</u>、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td></tr> </table> <u>〔新設〕</u> 7-1-6・7-1-7 〔略〕 第2節～第5節〔略〕 第8章 ダム管理設備 第1節 通 則 8-1-1～8-1-4 〔略〕 8-1-5 銘 板 1. 〔略〕 2. 銘板 銘板は、JIS Z 8304（銘板の設計基準）に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。 表8-1-1 銘板の標準規格 <table border="1"> <tr> <td>仕様</td><td>エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板</td></tr> <tr> <td>寸法</td><td>200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）</td></tr> <tr> <td>材質</td><td><u>黄銅板</u>、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか</td></tr> </table> <u>〔新設〕</u> 8-1-6・8-1-7 〔略〕 第2節～第7節〔略〕 第10 章 鋼橋上部工 第1節 通 則 10-1-1・10-1-2 〔略〕 10-1-3 銘板 1. 受注者は、<u>次の内容を記録した橋歴板を製作しなければならない。</u>	種 類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸 法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）	材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか	仕様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板	寸法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）	材質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか
仕 様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板																								
寸 法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）																								
材 質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板 注）</u> のいずれか																								
仕様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板																								
寸法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）																								
材質	青銅铸件、ステンレス鋼板、 <u>アルミニウム板</u> のいずれか																								
種 類	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板																								
寸 法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）																								
材 質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか																								
仕様	エッチング（凸式）銘板又は機械彫刻式銘板																								
寸法	200×315（mm）、250×400（mm）、315×500（mm）、400×630（mm）																								
材質	<u>黄銅板</u> 、青銅铸件、ステンレス鋼板のいずれか																								

改正後

らない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

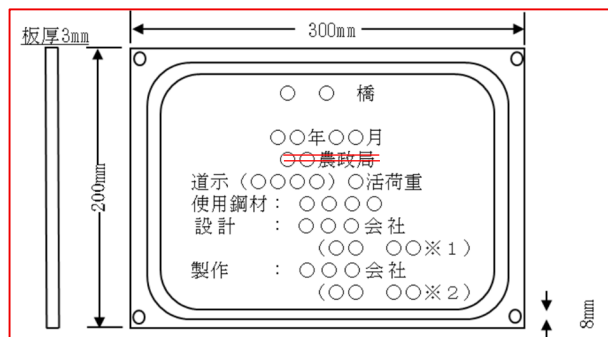
[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名

図10-1-1 銘板の寸法及び記載事項

2. 橋歴板

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。

3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

10-1-4 塗装記録

1. 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-2 のとおり記録しなければならない。

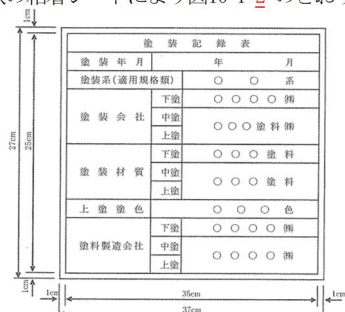


図10-1-2 塗装記録表の仕様

現

行

(1) 橋 名

(2) 完成年月(製作年月)

(3) 事業名等

(4) 適用示方書

(5) 活荷重

(6) 使用鋼材

(7) 設計会社

(8) 製作会社

(9) 施工会社

[新設]

2. 橋歴板

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督員の指示によらなければならない。

[新設]

10-1-4 塗装記録

1. 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）又は終点側（右）の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図10-1-1 のとおり記録しなければならない。

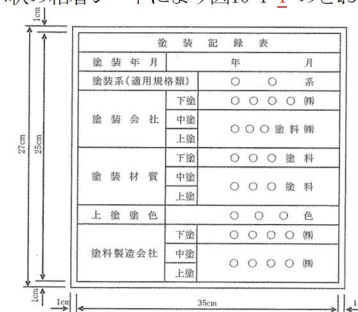


図10-1-1 塗装記録表の仕様

改 正 後	現 行
第2節～第7節 [略] 第8節 支 承 工 10－8－1 [略] 10－8－2 支 承 工 1. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2. [略] 第9節 [略] 第12章 電気設備 第1節 通 則 12－1－1 [略] 12－1－2 一般事項 1. ～ 9. [略] 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、<u>JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)</u>、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 11. [略] 12. 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、<u>JIS C 62271-200</u>、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (2) ～ (3) [略] 13. 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、<u>JIS C 62271-200</u> によるもののほか、次によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (1) ～ (4) [略] 14. ～ 16. [略] 第2節～第7節 [略] 第13章 水管理制御設備 第1節 [略] 第2節 情報処理設備 13－2－1～13－2－5 [略] 13－2－6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1. ～ 3. [略] <u>[削る。]</u> <u>4.</u> プリンタ切替器は、2台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。	第2節～第7節 [略] 第8節 支 承 工 10－8－1 [略] 10－8－2 支 承 工 1. 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会）による。 これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 2. [略] 第9節 [略] 第12章 電気設備 第1節 通 則 12－1－1 [略] 12－1－2 一般事項 1. ～ 9. [略] 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、<u>JEM 1425(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)</u>、JEM 1265（低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ）、JEM 1459（配電盤、制御盤の構造及び寸法）等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 11. [略] 12. 配線方式 監視操作制御設備等の配線方式は、次のとおりとする。 (1) 電線の種類及び電線被覆の色別は、<u>JEM 1425</u>、JEM 1265 等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (2) ～ (3) [略] 13. 盤名称板 監視操作制御設備等の盤名称板は、<u>JEM 1425</u> によるもののほか、次によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (1) ～ (4) [略] 14. ～16. [略] 第2節～第7節 [略] 第13章 水管理制御設備 第1節 [略] 第2節 情報処理設備 13－2－1～13－2－5 [略] 13－2－6 プリンタ 本機器の機能は次のとおりとする。 1. ～ 3. [略] <u>4. シリアルプリンタは、アナウンスメント、時報、日報、月報、年報の記録（印字）に使用できるものとし、白紙フォーム又は印刷フォームに印字可能なものとする。</u> <u>5.</u> プリンタ切替器は、2台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、先に入力された方を優先して自動的に切り換え、印刷中断時に他方の処理装置が入力しても、一定時間内なら続けて優先する占有タイマを搭載し出力データの混在が発生しないものとする。

改正後	現行
<u>5.</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>6.</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが1台のプリンタを共有可能なものとする。 13-2-7～13-2-9 【略】 第3節～第10 節 【略】	<u>6.</u> プリンタバッファは、複数台のパソコンで1台のプリンタを共有するもので、バッファ機能を有し、データの転送が終了した段階でパソコンを開放し効率的な利用が可能なものとする。 <u>7.</u> LAN インタフェースはプリンタに内蔵し、LAN に接続されている複数台のパソコンが1台のプリンタを共有可能なものとする。 13-2-7～13-2-9 【略】 第3節～第10 節 【略】